

# 6月30日から「あおり運転」が**厳罰化**されました

問生活安全課(☎826-1111 内線2299)

「あおり運転」は、ほかの車の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる極めて悪質で危険な行為です。これまであおり運転を直接取り締まる規定はありませんでしたが、6月30日から、あおり運転を「妨害運転」と規定し、厳しく罰する改正道路交通法が施行されました。

あおり運転に該当するのは下の10の行為で、最高5年以下の懲役または100万円以下の罰金、免許は取り消しになるなど、厳しい罰則が科されます。

## あおり運転の罰則と処分

	交通の危険のおそれがある場合	著しい交通の危険がある場合
罰則	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
違反点数	25点	35点
欠格期間(累積時最長)	2年(5年)	3年(10年)

※著しい交通の危険がある場合とは、高速道路や自動車専用道路で、ほかの車を停車させることなどをいいます。

また、あおり運転をそそのかした同乗者も免許の取消処分を受けます。

※あおり運転により人を死傷させた場合は、危険運転致死罪として、さらに厳罰になることもあります。

※自転車の危険な運転行為も、罰金や刑事罰の対象になることがあります。

## あおり運転に該当する10の行為



### あおり運転をされたときは

あおり運転を受けたときは、車から降りないことと、車を安全な場所に止め、すぐに110番通報をすることを徹底してください。

### 自分でできるあおり運転対策

あおり運転を立件するには、ドライブレコーダーの映像などの客観的な証拠が必要になります。自分を守るためにもドライブレコーダーを積極的に設置しましょう。

また、普段から時間にゆとりをもち、思いやり・ゆずり合いの運転をすることを心がけましょう。